

東京都生活協同組合連合会補助金交付要綱

令和 5 年 2 月 10 日

4 生消取第 832 号

（目的）

第 1 この要綱は、東京都生活協同組合連合会（以下「東京都生協連」という。）が、都内の消費生活協同組合（以下「生協」という。）の健全な発展を図るために行う生協に対する指導、調査及び教育事業に要する経費について、補助金を交付する上で必要なことを定める。

（補助の対象団体）

第 2 東京都生協連が、次のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- （１）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

（補助の対象事業及び経費）

第 3 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とし、この事業の実施に要する経費の一部を補助する。実施内容等については別記のとおりとする。

- （１）管理運営に関する助言指導
- （２）管理運営状況等調査
- （３）業務運営・経営健全化指導
- （４）講習会・研修会の企画・実施

（補助率及び補助金額）

第 4 東京都が交付する補助金の額は、第 3 に規定する経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、当該年度の予算額を上限とする。

（補助の交付申請）

第 5 東京都生協連は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に誓約書（別記第 2 号様式）を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助の交付の決定)

第6 知事は、第5の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）
により、その旨を通知する。

2 知事は、1の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交
付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

3 知事が必要と認めた場合には、東京都生協連が第2に規定する暴力団員等であるか否かの
確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

第7 東京都生協連は、第6の規定により通知された交付決定の内容又はこれに付した条件に
対して異議があるときは、補助金交付決定の通知を受けた日から14日以内に申請を撤回する
ことができる。

(補助金の請求)

第8 東京都生協連は、第6の規定による補助金交付決定通知書を受けたときは、補助金請求
書（別記第4号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の支出)

第9 知事は、第8の規定による請求書の提出を受け、内容を審査し適当と認めたときは、速
やかに補助金を概算払で支払うものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第10 知事は、この交付決定後において、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この
交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条
件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分について
はこの限りでない。

(承認事項)

第11 東京都生協連は、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ定める申請書を提出し、
知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするとき（別記第5号様式）。

(2) 指導員を変更しようとするとき（別記第6号様式）。

(変更承認)

第 12 知事は、第 11 の申請があったときは、内容を審査し、変更等を承認することと決定したときは、変更承認書（第 11（１）にあつては、別記第 7 号様式、同（２）にあつては、別記第 8 号様式）によりその旨通知する。

（事故報告）

第 13 東京都生協連は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 14 東京都生協連は、毎年 9 月 30 日現在の補助事業の遂行状況を補助事業実績報告書（別記第 9 号様式）により同年 10 月 31 日までに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、1 の規定にかかわらず、必要と認めるときは、東京都生協連に補助事業の実施状況を報告させることができる。

（事業の遂行命令）

第 15 知事は、第 14 の規定により東京都生協連が提出する報告、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、東京都生協連に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 東京都生協連が 1 の命令に違反したときは、知事は、東京都生協連に対し当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第 16 東京都生協連は、当該年度の補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の実績について、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

（１）補助事業実績報告書（別記第 9 号様式）

（２）補助事業に係る収支計算

（３）その他知事が必要と認める事項

（補助金の額の確定）

第 17 知事は、第 16 の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業実績報告書等の審査、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付する補助金の額を確定し、確定書（別記第 10 号様式）により、東京都生協連に通知する。

(精算書の提出)

第 18 東京都生協連は、第 17 の規定による額の確定を受けたときは、速やかに交付金額の計算の基礎を明らかにした精算書(別記第 11 号様式)を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 19 知事は、第 17 に規定する調査等の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、東京都生協連に対し当該事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

(決定の取消し)

第 20 知事は、東京都生協連が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは当該交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 1 の規定は、第 17 の規定により交付する補助金の額の確定があつた後においても適用する。

(補助金の返還)

第 21 知事は、第 10 又は第 20 の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に東京都生協連に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、第 17 の規定により東京都生協連に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 22 知事が第 20 の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において第 21 の 1 の規定により補助金の返還を命じたときは、東京都生協連は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 第 21 の規定により、知事が、東京都生協連に対し補助金の返還を命じた場合において、東京都生協連がこれを納期日までに納付しなかったときは、東京都生協連は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延

滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（関係書類帳簿の整理保存）

第 23 東京都生協連は、補助事業に係る収入及び支出その他関係書類を整理し、当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（その他）

第 24 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）によるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 10 日から施行する。